

## 令和6年度中央市放課後子供教室推進事業実施要綱

1. 目的 中央市内の子どもたちを対象に、地域社会において、放課後等に安全で健やかな居場所づくりを推進するため、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を実施する。
2. 履行場所 中央市全域
3. 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
4. 教室内容 以下の表のとおり実施する。

放課後子供教室名	実施内容	実施場所
こども運動教室	運動あそび、チアダンス	田富北体育館等市内公共施設
ヒップホップダンス教室	様々な種類のダンス	田富総合会館等市内公共施設
ステップアップ算数教室	算数の学習支援	田富防災会館、玉穂総合会館等市内公共施設

- ・こども運動教室については、全20日、毎月2回を目安に土曜日に実施する。実施時間は、午後1時～午後3時とする。
- ・ヒップホップダンス教室については、全87日、火～木曜日及び土曜日に実施する。実施時間は、火～木曜日は午後6時30分～午後7時30分、午後7時30分～午後8時30分とし、土曜日は午後1時30分～午後2時30分とする。
- ・ステップアップ算数教室については、全16日、毎月2回を目安に土曜日に実施する。実施時間は、午前9時30分～午前11時30分とする。

### 5. 一般事項（学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱等の規定に基づく）

○業務の実施にあたり、各活動に地域学校協働活動推進員等を必ず配置する。活動内容に応じて必要な人員を配置すること。

- ・地域学校協働活動推進員等とは、地域学校協働活動推進員または地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーターなどを指す。
- ・必要な人員とは、主に以下の5つの人員（ボランティア）を指す。なお、配置人数・名称については、自治体の実情に応じて判断するものとしているが、放課後子供教室に従事する者の分類については、謝金単価の関係上明確にする必要がある。

- (1) 統括的な地域学校協働推進員等
- (2) 協働活動支援員
- (3) 協働活動サポーター
- (4) 特別支援・共生社会サポーター

#### (5) 学習支援員

以上 5 つの人員の謝金単価及びその他経費の補助金対象可否については別表を参照。

#### ○補助対象経費については以下の通り

諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び賃料、保険料、雑役務費、委託費、補助金（間接補助）

以上補助対象経費につき、受益者負担の観点から、本事業に参加する子ども及びその保護者にかかる経費については補助対象外となる。また、飲食費及び交際費に該当する経費は補助対象外となる。

バス等の借料において、補助対象となる引率するボランティア等のスタッフと補助対象外となる参加者が同時に乗るような場合には、経費を人数で按分して補助対象経費として計上する。

### 6. 実績報告について

- 山梨県放課後子供教室推進事業補助金交付要綱に基づき、放課後子供教室推進事業実績報告書等を山梨県教育委員会教育長へ提出する。
- 本事業に係る各教室についての実績報告は、教室の終了もしくは教室の中止・廃止が確定した日から起算して1ヶ月を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い期日までに本市の定める実績報告書に關係資料（領収書等）を添えて市教育委員会へ提出するものとする。
- 各教室の実績報告につき、内容が適正であることを確認のうえ、諸謝金等の支払いをおこなう。
- 本事業内で実施する教室に係る文書については、事業完了の翌年度から起算し、5年間保管する。

### 7. 募集対象

中央市に在住する小学生及び中学生を対象とする。なお、高校生以上については、地域ボランティアとして、協働活動支援員等のボランティア人員と協力して、本事業の充実に貢献することのできる人材を募集する。

### 8. 参加資格

参加を希望する子どもは本事業への継続的な参加をするために、教室ごと保険へ加入する。保険については以下の通りである。

(1) スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）

(2) ボランティア行事用保険（社会福祉法人全国社会福祉協議会）

なお、指導者加入の保険加入に関して、こども運動教室及びヒップホップダンス教室についてはスポーツ安全保険へ加入し、子ども学習サポート中央については福祉サービス総合補償（社会福祉法人全国社会福祉協議会）へ加入する。